

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年12月16日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 小林 正幸

- 1 契約の概要  
円海山近郊緑地特別保全地区(氷取沢町)法面緊急工事
- 2 履行(納品)場所  
磯子区氷取沢町748番1地先(円海山近郊緑地特別保全地区指定地内)
- 3 契約日  
令和元年8月9日
- 4 履行日又は履行期間  
令和元年11月29日
- 5 契約金額  
1,892,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
名称:昇栄工業株式会社 代表取締役 水野和美  
所在:港南区日野2-60-19
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
円海山近郊緑地特別保全地区指定地内、氷取沢町748番1に接する散策路に落石が発生しました。落石箇所は、風化が進み表面が劣化しているため、再度落石の恐れがあります。  
一方、散策路は円海山周辺の瀬上市民の森、氷取沢市民の森、金沢市民の森、横浜自然観察の森をつなぐ主要ルートで日頃より多くの利用者がいます。そのため、利用者の安全確保の観点から、早急な対応が必要となり、随意契約を行いました。
- 8 契約の相手方の選定理由  
災害協力業者リストの中に記載があり、過去の業務経験から当該地を熟知しており、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「昇栄工業株式会社」を選定しました。
- 9 所管課  
環境創造局緑地保全推進課